

介護保険事業運営協議会資料(令和5年度第4回会議)

# 指定地域密着型サービス事業所等の指定状況について

- 1 地域密着型サービス新規指定及び更新対象事業所
- 2 指定地域密着型サービス事業者の指定に係る同意状況

## 1 地域密着型サービス新規指定及び更新対象事業所

### 【新規指定】

No.	事業所名称	開設者名称	事業所所在地	利用定員	開設年月日	生活圏域	有効期間満了年月日
1	ケアセンターさざなみ	有限会社ケアセンターさざなみ	鋸南町勝山413-8	18	平成28年4月1日 (令和5年12月19日指定)	鋸南町	令和10年2月29日
2	リハビリサロン 憩	合同会社IKOI	館山市二子3-1	午前 15 午後 15	令和4年4月1日 (令和6年1月9日指定)	館山市	令和10年3月31日

### 【指定更新】

#### 地域密着型通所介護

No.	事業所名称	開設者名称	事業所所在地	利用定員	指定年月日	生活圏域	有効期間満了年月日
1	該当なし						
2							
3							

#### (介護予防)認知症対応型通所介護

No.	事業所名称	開設者名称	事業所所在地	利用定員	開設年月日	生活圏域	有効期間満了年月日
1	該当なし						

#### (介護予防)認知症対応型共同生活介護

No.	事業所名称	開設者名称	事業所所在地	利用定員	開設年月日	生活圏域	有効期間満了年月日
1	該当なし						

## 2 指定地域密着型サービス事業者の指定に係る同意状況

令和6年1月30日現在

### 【市外事業所の利用(指定)協議】

承認日	事業所名	協議先	協議理由	備考
12月22日	ケアセンターさざなみ	鋸南町	隣接地で、市内事業者によるサービス提供が困難であり、症状の管理等からサービス利用の必要性があるため	利用開始(R5.12.19～)
1月10日	デイホームのこのこ	鋸南町	隣接地で、市内事業者によるサービス提供が困難であり、症状の管理等からサービス利用の必要性があるため	利用開始(R6.1.12～)
1月10日	リハビリサロン 憩	館山市	隣接地で、市内事業者によるサービス提供が困難であり、症状の管理等からサービス利用の必要性があるため	利用開始(R6.1.15～)
1月31日	リハビリサロン 憩	館山市	隣接地で、市内事業者によるサービス提供が困難であり、症状の管理等からサービス利用の必要性があるため	利用開始(R6.2.6～)

※南房総市の被保険者が他の自治体の地域密着型サービスを利用する場合

### 【市内事業所の利用(指定)同意】

同意日	事業所名	同意先	同意理由	備考
12月20日	デイホームやつか	館山市	隣接地で定員に空きがあり市内利用者の利用に支障がないと判断したため	利用開始(R5.12.20～)
12月21日	グループホームリブ丸山	館山市	隣接地で定員に空きがあり市内利用者の利用に支障がないと判断したため	利用開始(R5.12.15～)
12月22日	デイホームやつか	館山市	隣接地で定員に空きがあり市内利用者の利用に支障がないと判断したため	利用開始(R5.12.20～)

※他自治体の被保険者が南房総市の地域密着型サービスを利用する場合

### 3 地域密着型サービス事業所（利用協議分）廃止事業所

No.	事業所の種類	事業所名	利用定員	所在地	廃止年月日	廃止理由
1	該当なし					